



第4期吹田市障がい者計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年（2011年）3月に策定した「第3期吹田市障がい者計画」において「住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念に、また「障がいのある人の人権を尊重する社会づくり」、「すべての人が安心して暮らすことのできる平等な社会づくり」、「地域の一員として共に生きる社会づくり」の3つの基本目標を掲げて、障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

また、すべての人々の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざす上での基盤となる障がい福祉サービスの方向性を明らかにするものとして、平成18年度（2006年度）に第1期の「吹田市障害福祉計画」を策定して以来3年ごとに改定し、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に努めてきました。

前計画である「第3期吹田市障がい者計画」の策定後、国においては障がい者に関わる諸制度の改革が進められ、多くの関係法令が成立しました。また、国における障がい者施策の基本的あり方を示す「障害者基本計画」（第3次）が平成25年（2013年）9月に策定され、平成26年（2014年）2月には「障害者の権利に関する条約」がわが国においても発効しました。

「第4期吹田市障がい者計画」は、前計画の期間が終了するにあたって、制度改革の内容や社会情勢・ニーズの変化等を踏まえつつ、これまでの取組を評価した上で、本市における障がい者施策の基本的方向性と具体的な取組を明らかにするために策定するものです。その基本理念についても、前計画の基本理念を発展させ、より具体的な表現に改めます。

今後は本計画で新たに基本理念として掲げる『住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田』の実現に向けて、市民・事業者・関係機関等との連携のもと、障がい者施策の着実な推進に取り組んでいきます。

基本理念

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

2 計画の背景

(1) 国等の動向

前計画である「第3期吹田市障がい者計画」の策定後、国においては、障がい者に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が成立しました。

《障害者の権利に関する条約の批准に向けた法整備》

平成19年（2007年）に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）に署名し、それ以降同条約の締結に向け、さまざまな国内法の整備が進められた結果、平成26年（2014年）1月にこの条約を批准し、2月から効力が発せられることとなりました。

なお、平成23年（2011年）の「障害者基本法」の改正においては、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」ものであるとの理念にのっとり、障がいと社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人を障がい者とする、社会モデルに基づく障がいの概念や、合理的配慮の概念が盛り込まれました。また、個人としての尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし、活動や生活、言語その他の意思疎通等の手段についての選択の機会の確保が図られること、言語には手話が含まれることも規定されました。

《整備法の施行》

平成22年（2010年）に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）が公布され、利用者負担や障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実等が図られました。

利用者負担の見直しに関しては、応能負担を原則とすることや、障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減することが定められ、障がい者の範囲の見直しに関しては、発達障がい者等が、障害者自立支援法（当時）の対象となることが明確になりました。

また、相談支援に関しては、障がい者の自己決定の尊重の観点から、サービスを利用するすべての人を対象として「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施する「計画相談支援」が導入されました。

《障がい児支援の強化》

平成24年（2012年）の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援（児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業）と、都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。また、地域の療育支援の中核施設として、児童発達支援センターが位置づけられました。

《障害者虐待防止法の施行》

平成24年（2012年）に「障害者虐待防止法」が施行され、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置し、事実の確認や虐待の認定、一時保護、支援方針の策定等を行うことが定められました。また、養護者や障がい者福祉施設等（学校や保育所、医療機関は含まれません）の従事者等による虐待に対する支援や対応策等の具体的な体系が定められました。

《障害者総合支援法の施行》

平成25年（2013年）に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されました。これにより、サービスを受けることができる障がい者の範囲に難病患者が加えられたほか、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、重度訪問介護の対象拡大等の実施が定められました。

また、法の施行後3年を目途として、障がい福祉サービスや障がい程度区分（現 障がい支援区分）の認定を含めた支給決定のあり方、成年後見制度の利用促進、意思疎通を図ることが困難である障がい者に対する支援、精神障がい者及び高齢の障がい者に対する支援等について検討することとなっています。

これらとともに、地域生活支援事業においても、障がいへの理解を深めるための研修・啓発を行う理解促進研修・啓発事業や、障がい者やその家族、地域住民等による自発的な取組を支援する自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業等が必須化されました。

《障害者優先調達推進法の施行》

平成25年（2013年）4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されました。

この法律は、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

《障害者差別解消法の施行》

平成25年（2013年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、一部の附則を除き平成28年度（2016年度）に施行されました。

法律では、行政機関や民間事業者等における障がいを理由とする差別的取扱いによる権利侵害行為を禁止するほか、社会的障壁の除去を必要としている障がい者がいる場合に、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮がされなければならない（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務）と規定されました。また、国において基本方針に基づく行政職員の対応要領や事業者の対応方針が定められました。

法施行に向けては、本市における積極的な対応が必要と考えますので、どんなことが「差別」にあたるのか、どのような合理的配慮が求められるのかを示す「対応要領」を作成し、市職員への周知徹底等に取り組みます。

《改正障害者雇用促進法の施行》

平成25年（2013年）に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成28年度（2016年度）から雇用分野における障がい者差別の禁止や合理的な配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度（2018年度）から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

まずは、本市として雇用における差別の禁止と合理的配慮の提供に積極的に取り組み、民間事業者にもモデルを示すよう努めます。

《障害者総合支援法と児童福祉法の改正》

平成28年（2016年）6月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正案が国会において可決・成立し、平成30年（2018年）4月に施行されます。これに伴い、障がいのある人の地域における生活の維持・継続に向けた基幹相談支援センターの有効活用や地域生活支援拠点等の整備、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、「地域共生社会」の実現に向けた取組等を今後進めていくこととなります。

(2) 本市の取組

本市では、ノーマライゼーションの理念の普及に努めながら、障がい者が地域社会の構成員として主体的に地域活動等に参加し、安心して暮らせる社会をめざし、障がい者施策の基本的方向と具体的方策を推進するための指針として、平成8年度（1996年度）から10年間を期間とする「吹田市障害者計画」を策定しました。以後各5年間を計画期間とする、平成18年度（2006年度）からの「第2期吹田市障害者計画」、平成23年度（2011年度）からの「第3期吹田市障がい者計画」を策定し、障がい者施策を総合的・計画的に推進するための取組を進めています。

平成18年（2006年）施行の障害者自立支援法では、障がい者に最も身近な市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置付けられ、「障がい福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。

これを受けて本市では、国の基本方針に即して、計画的にサービス提供を推進していくために、3年間の計画期間で数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた、平成18年度（2006年度）からの「第1期吹田市障害福祉計画」、平成21年度（2009年度）からの「第2期吹田市障がい福祉計画」、平成24年度（2012年度）からの「第3期吹田市障がい福祉計画」、平成27年度（2015年度）からの「第4期吹田市障がい福祉計画」を策定し、新たな障がい福祉サービスの定着と必要なサービス基盤の整備に取り組んできました。

障がい者に関わる法律と計画の状況

年 月		動 き	計 画			
			国	市		
平成18 (2006)	4	障害者自立支援法の施行 <u>第2期吹田市障害者計画 (H18. 4~H23. 3)</u> <u>第1期吹田市障害福祉計画 (H18. 4~H21. 3)</u>	障害者基本計画 (第2次計画)	第2期吹田市障害者計画	第1期吹田市障害福祉計画	
	12	国連で、障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) を採択				
平成19 (2007)	9	障害者権利条約に署名				
平成20 (2008)	5	障害者権利条約が発効				
平成21 (2009)	4	<u>第2期吹田市障害福祉計画 (H21. 4~H24. 3)</u>				
	12	障がい者制度改革推進会議 (H21. 12~H24. 7)				
平成22 (2010)	1	障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と厚生労働省が基本合意文書を取り交わし		第3期吹田市障がい者計画	第2期吹田市障害福祉計画	
平成23 (2011)	4	<u>第3期吹田市障がい者計画 (H23. 4~H28. 3)</u>				
	6	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法) が成立				
	7	障害者基本法の改正				
平成24 (2012)	4	<u>第3期吹田市障がい福祉計画 (H24. 4~H27. 3)</u>	障害者基本計画 (第3次計画)	第3期吹田市障がい福祉計画	第3期吹田市障がい福祉計画	
		6				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) を制定
	10	障害者虐待防止法の施行				
平成25 (2013)	4	障害者総合支援法の施行				
	4	障害者優先調達推進法の施行				
	6	障害者基本計画 (第3次計画) (H25. 4~H33. 3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) が成立				
平成26 (2014)	1	障害者権利条約の批准		第4期吹田市障がい者計画	第4期吹田市障がい福祉計画	第4期吹田市障がい福祉計画
	2	障害者権利条約の締結、日本において発効				
平成27 (2015)	4	<u>第4期吹田市障がい福祉計画 (H27. 4~H30. 3)</u>				
平成28 (2016)	4	障害者差別解消法の施行 <u>第4期吹田市障がい者計画 (H28. 4~H39. 3)</u>				
平成29 (2017)						
平成30 (2018)	4	<u>第5期吹田市障がい福祉計画・第1期吹田市障がい児福祉計画 (H30. 4~H33. 3)</u>	第5期吹田市障がい福祉計画・第1期吹田市障がい児福祉計画			
平成31 (2019)						
平成32 (2020)						

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方等を定める計画であり、市民のくらしと健康を支える福祉基本条例における各種計画としても位置づけられています。

本計画の第4章は、「第5期障がい福祉計画」（計画期間：平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度））を挿入したものです。障がい福祉計画とは、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。また、本計画の第5章は「第1期障がい児福祉計画」（計画期間：平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度））を挿入したものです。障がい児福祉計画とは、本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

近年めまぐるしく変動する障がい者施策の情勢に対応しながら、しっかりと各計画を推進し、障がい者施策の充実を図るために、一体的な計画として取り扱うことを目的として、本計画に挿入しています。

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成38年度（2026年度）までの11年間という長期間としていますが、3年ごとの障がい福祉計画の策定に合わせ、本計画の全体を見直すことにより、情勢のめまぐるしい変動に対応するとともに、基本的な考え方については一貫させ、バランスを保ちながら、障がい者施策の充実に取り組んでいきます。

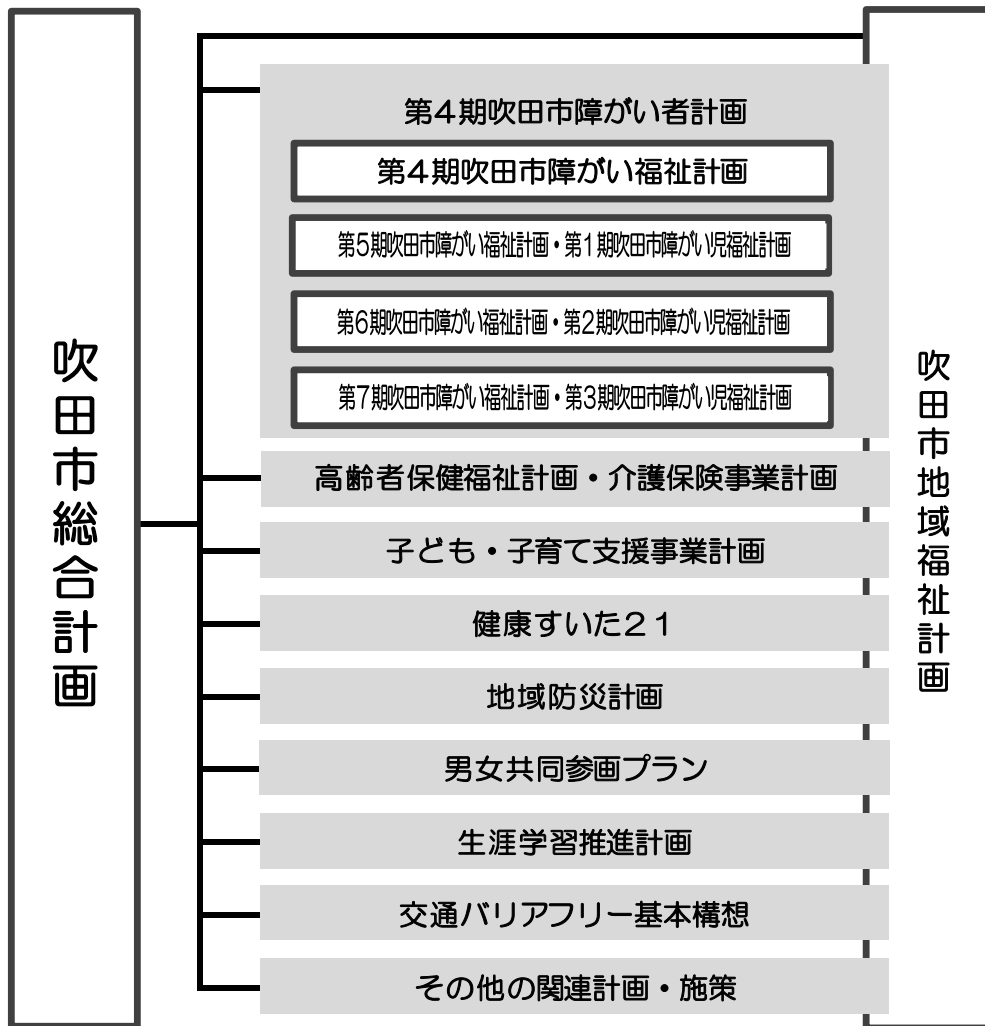
障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画

	第4期吹田市障がい者計画	第5期吹田市障がい福祉計画	第1期吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	平成28年度（2016年度）～ 平成38年度（2026年度）	平成30年度（2018年度）～ 平成32年度（2020年度）	平成30年度（2018年度）～ 平成32年度（2020年度）
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方等を定める計画	本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画	本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

(2) 他計画との関係性

本計画は、国や大阪府の定める計画・指針等の内容を十分に踏まえながら、本市のこれからのあるべき姿やまちづくりの方向性を定めた「吹田市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、「吹田市地域福祉計画」、「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」等、健康福祉分野をはじめとする各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

他計画との関係



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者を対象として平成26年（2014年）に実施した「現在の生活の状況や障がい福祉サービス、地域生活支援事業の今後の利用意向等に対する要望等を把握するためのアンケート調査」、平成29年（2017年）に実施した「新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケートの結果を反映しました。

また、市内の障がい者福祉に携わる社会福祉法人等の関係者を対象に、計画策定に対する意見・提言等を聴取したほか、計画（素案）を公表し、広く意見を聴取するパブリックコメントを実施し、そこで寄せられた意見について計画策定の参考としました。

計画策定機関としては、障がい福祉サービス等の現状と課題の分析、本計画における取組のあり方等について、学識経験者、各関係機関・団体の代表者等を委員とする「吹田市障がい者施策推進委員会」へ諮問し、答申を受けました。また、「吹田市福祉審議会」、「吹田市地域自立支援協議会」に策定状況の報告を行い、庁内各関係部署の職員で構成する「吹田市障がい者福祉事業推進本部」において計画を策定しました。